

仙台高等裁判所秋田支部平成26年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件

判決の骨子及び要旨

〔主文〕

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

〔事案の概要〕

本件は、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙（本件選挙）について、それぞれ秋田県第1区、同第2区、同第3区（秋田県各区）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（小選挙区選挙）の選挙区割りに関する平成25年法律第68号による改正後の公職選挙法13条1項、別表第1の定め（本件区割規定）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の秋田県各区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

〔判決理由の骨子〕

本件区割規定の定める選挙区割りは、本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできないから、本件選挙の秋田県各区における選挙は無効とはいえない。

〔判決理由の要旨〕

- 1 本件区割規定の定める選挙区割りは、本件選挙当時、憲法の要求に反する状態（違憲状態）にあったかについて
 - (1) 憲法は、衆議院議員の選挙制度の仕組みとして小選挙区制を採用する場合には、定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、最も重要かつ基本的な基準として議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを要求しつつ、それ以外の非人口的要素として行政区画、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素も、合理性を有す

る限り国会において考慮することを許容しているものと解される。

衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められているところ、衆議院小選挙区選出議員の全定数をまず各都道府県に配分する方式を採用する場合には、各都道府県間で人口に差がある以上、それだけで投票価値の平等を損なう要因を含んでいるのであるから、各都道府県への定数配分の段階では、他に国会が正当に考慮し得る合理的理由がない限り、人口比例を基本とする合理的な配分方式によることが要求され、さらに、配分された定数に対応する各選挙区間の人口の均衡を図るための選挙区割りについては、憲法の要求する1人1票の原則に照らし、非人口的要素を考慮するとしても、各選挙区間の人口の較差が最大でも2倍未満となることが要求されているものと解すべきである。

- (2) 本件区割規定は、各都道府県の定数を定める段階で、平成24年改正法で0増5減の対象とした県以外の都道府県については、1人別枠方式を採用した旧区割基準に基づいて配分された定数をそのまま維持しており、平成22年国勢調査の結果を基に全都道府県について人口比例を基本とした合理的な配分方式による定数の再配分を行った上で選挙区割りをしたものではなく、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない状態にあった上、現に、本件選挙当時、選挙区間の選挙人数の最大較差が2.129倍、最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区が13になっており、本件区割規定の定める選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）にあった。

2 合理的期間内における是正がされなかったか否かについて

- (1) 憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、選挙制度について憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断が示されれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであり、いわゆる

合理的期間論は憲法の趣旨に沿う判断枠組みであるところ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものである。

- (2) 最高裁平成23年3月23日大法廷判決は、本件区割規定が立法される前の旧区割基準及び旧区割規定の合憲性について判断したものであり、旧区割基準のうち1人別枠方式は立法時の合理性が失われているとの判断を示したが、全都道府県について人口比例を基本とした合理的な配分方式により定数を再配分しない限り憲法の要求に反する状態は解消されないとまでは明言していない。その後、最高裁平成25年11月20日大法廷判決は、本件区割規定について、新区画審設置法3条の趣旨に従った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえないと明確に指摘している。これらによると、国会が、本件区割規定によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態が未だ解消されていないと認識し得たのは平成25年大法廷判決の時点というべきであり、その時点から本件選挙まで約1年1か月が経過していたことになる。

しかしながら、現行制度の見直しについては様々な困難が伴い、合意の形成が容易でないことのほか、本件選挙までに法改正によって漸次的な見直しを重ねて緊急の是正が行われ、本件選挙の前後にわたり1人別枠方式に代わる新たな各都道府県への定数配分方式の策定など1票の較差是正のための選挙制度の整備に向けた検討も進められていることなどの諸事情もあることに照らすと、国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なも

のでなかったということとはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものであるということとはできない。

- 3 以上のとおり、本件選挙時において、本件区割規定の定める選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものであるということとはできないから、本件選挙の秋田県各区における選挙は無効とはいえない。

以上